

目 次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 設置基準等（第5条－第17条）
- 第3章 設計基準（第18条－第24条）
- 第4章 構造・工事基準（第25条－第27条）
- 第5章 維持管理基準（第28条－第35条）

付 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）その他の法令及び鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第24号）その他の規定に定めがあるもののほか、浄化槽の構造、設置、工事及び維持管理等に関する指導方針について必要な事項についての指導基準を定めることにより、浄化槽行政の円滑な運営を図り、あわせて生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽管理者 当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する浄化槽をいう。
- (4) 維持管理 浄化槽の使用、保守点検及び清掃をいう。

（浄化槽の販売等）

第3条 市長は、本市内に設置することとなる浄化槽の販売を本市において業として営もうとする浄化槽製造業に対し、浄化槽の販売に関する届出書（様式第1）により市長に届け出るよう指導するものとする。

2 市長は、本市において浄化槽の工事を業として営もうとする浄化槽工事業者に対し、浄化槽設備士名簿届出書（様式第2）により市長に届け出るよう指導するものとする。

（浄化槽管理者届）

第4条 市長は、浄化槽の設置者が浄化槽の設置場所から遠隔地に居住している等の理由により浄化槽管理者として適切でないとき認めるときは、当該設置者に対し、浄化槽管理者届出書（様式第3）の提出を求めることができる。

第2章 設置基準等

(浄化槽法に伴う事務取扱)

第5条 市長は、浄化槽法第5条第1項の規定により浄化槽の設置の届出をしようとする者に対し、その浄化槽の工事に着手する前に浄化槽設置届出書（様式第4。以下「設置届出書」という。）を2部提出するよう指導するものとする。

2 市長は、前項の届出書を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保守及び公衆衛生上の観点から改善の必要がないと認め、かつ、当該計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すると認めるときは、浄化槽工事施工承認通知書（様式第5）を交付するものとする。

(変更に伴う届出)

第6条 市長は、前条の設置届出書の届出事項を変更しようとする者に対し、浄化槽変更届出書（様式第6。以下「変更届出書」という。）を2部提出するよう指導するものとする。

2 市長は、前項の届出書を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の変更の計画について、その保安点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要がないと認め、かつ、当該計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すると認めるときは、浄化槽工事施工変更承認通知書（様式第7）を交付するものとする。

3 設置届出書の記載事項のうち、次に掲げる事項のいずれかに関する変更は、変更届出書の提出に代えて浄化槽設置届出書記載事項変更届出書（様式第8）を提出することができる。

- (1) 浄化槽の機種（メーカー、処理方式又は型式）
- (2) 浄化槽の人槽（建築物の変更がない場合に限る。）
- (3) 放流方法（ポンプアップに変更した場合に限る。）

(浄化槽工事検査申請)

第7条 市長は、浄化槽の設置者（第5条に規定する設置届出書を提出した者に限る。）に対し、浄化槽の工事が完了したときは、浄化槽工事完了検査申請書（様式第9）を1部提出し、完了検査を受けるよう指導するものとする。

(建築確認申請等に伴う事務扱い)

第8条 市長は、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）及び同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき浄化槽の設置計画を有する建築物に係る建築確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の通知（以下「建築確認申請等」という。）を行おうとする者に対し、当該浄化槽に係る浄化槽設置計画書（様式第10。以下「設置計画書」という。）を3部提出するよう指導するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された設置計画書の内容を確認した上で受領し、2部を設

置者に返却するものとする。

- 3 市長は、浄化槽の設置者に対し、設置計画書を添付し、建築確認申請等を建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に行うよう指導するものとする。
- 4 建築主事等は、建築物に係る建築確認申請等が行われた場合は、建築基準法の規定に従い、浄化槽を含む当該建築物を審査するものとする。

（浄化槽工事完了報告書）

第9条 市長は、浄化槽の設置者（第8条に規定する設置計画書を提出した者に限る。）に対し、浄化槽工事が完了したときは、浄化槽工事完了報告書（様式第11。以下「完了報告書」という。）を2部提出するよう指導するものとする。

2 市長は、完了報告書の内容を確認した上で受領し、1部を設置者に返却するものとする。

3 市長は、建築基準法第7条第1項及び同法第7条の2第1項に基づき浄化槽の設置計画を有する建築物に係る完了検査の申請又は同法第18条第16項の通知（以下「完了検査申請等」という。）を行おうとする者に対し、完了報告書を添付し、完了検査申請等を建築主事等に行うよう指導するものとする。

4 建築主事等は、建築物に係る完了検査申請等が行われた場合は、建築基準法の規定に従い、浄化槽を含む当該建築物を検査するものとする。

（添付図書）

第10条 設置届出書及び変更届出書並びに設置計画書に添付する図書は、次の各号に掲げる浄化槽の区分に応じて当該各号に定める図書及び水質に関する検査申込書とする。ただし、設置届出書又は設置計画書に必要事項を記入できる場合は、添付を要しない。

(1) 工場生産浄化槽

- ア 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- イ 処理対象人員の計算書
- ウ 日平均汚水量の計算書
- エ 建築物の平面図、配置図（浄化槽の位置を明記したものに限る。）及び排水配管図
- オ 油脂分離槽の容量算定書

(2) 現場打ち浄化槽

- ア 処理対象人員及び日平均汚水量の計算書
- イ 有効容量及び設計容量の計算書
- ウ 主な設備及び各機器の仕様書
- エ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート
- オ 建築物の平面図、配置図（浄化槽の位置を明記したものに限る。）及び排水配管図
- カ 油脂分離槽の容量算定書

（設置届出書等提出等の委任）

第11条 浄化槽を設置しようとする者は、設置届出書等の提出等を当該届出内容について熟

知っている者に委任することができる。

(工事の着手)

第12条 市長は、浄化槽を設置しようとする者に対し、建築基準法で定める確認済証又は浄化槽工事施工承認通知書の交付を受けた後に工事に着手するよう指導するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、浄化槽整備補助事業による補助金の交付を受けて浄化槽を設置しようとする者に対し、建築基準法で定める確認済証又は浄化槽工事施工承認通知書の交付を受け、かつ、浄化槽補助金交付申請書を提出し、浄化槽補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着手するよう指導するものとする。

(同一敷地における浄化槽の設置数)

第13条 同一敷地(1の建築物又は用途不可分の関係にある2以上の建築物のある一段の土地)内における浄化槽の設置数は、市長が特に認める場合を除き、1基とする。

(増築に伴う浄化槽の複数設置の禁止)

第14条 増築に伴う浄化槽の複数設置は、原則として認めないものとする。

(増築等に伴う既設浄化槽の使用の禁止)

第15条 既存建築物の増築又は用途変更を行う場合において、当該既存建築物に設けられた浄化槽は、増築及び用途変更後における処理対象人員、処理方式及び放流水質が、現行基準(浄化槽法、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員産的基準」(JIS-A-3302)、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)及びこの要綱に定める基準をいう。)に適合する場合を除き、使用することはできないものとする。

(設置場所)

第16条 浄化槽は、次に掲げる条件のすべてを満たす場所に設置するものとする。

- (1) 浄化槽を設置するのに必要な広さであること。
- (2) 雨水等による冠水、逆流等のない場所であること。
- (3) 放流先まで適当なこう配をとることができること。
- (4) 汚水流入管を含め飲用井戸から5メートル(地盤面から3メートル以上の深さに埋設した閉鎖式井戸の場合にあっては、1.8メートル)以上離れていること。
- (5) 設置場所は建物の屋外とすること。ただし、やむを得ず屋内(食品等を扱う店舗等内を除く。)に設置する場合は、維持管理上支障を生じないような空間を設けなければならない。
- (6) 維持管理に支障のないよう対策を講じている場合を除き、浄化槽の上部に他の建築物及び構造物が設置されていないこと。
- (7) バキューム車の出入りできる場所との高低差が5メートル以内で、かつ、距離が50メートル以内の位置にあること。

(放流先)

第17条 浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。

- (1) 放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。
- (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。
- (3) 環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
- (4) その他市長が必要と認めた場所であること。

第3章 設計基準

(処理対象人員の算定)

第18条 処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JIS-A-3302）によるものとする。

(負荷量の算定)

第19条 負荷量（汚水量及びBOD量）の算定については、日本建築行政会議が発行する最新の浄化槽の設計・施工上の運用指針の「算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値」及び「処理対象人員1人当たりの汚水量及びBOD量参考値」一覧表によるほか、対象建築物の過去の実測データが存在する場合は、まず、その数値を参考にするとともに、既設の類似施設のデータも参考にするものとする。

(放流水質)

第20条 浄化槽の排出口における水質基準は、次の表によるものとする。

処理対象人員	放流水質（BOD）
50人以下	20mg/ℓ以下
51人以上500人以下	20mg/ℓ以下
501人以上	10mg/ℓ以下

(浄化槽の処理方式)

第21条 前条の水質基準を確保するため、油脂類排出量が多い建築物の場合は、油脂類の影響に比較的対応しやすい処理方式の浄化槽を設置するものとする。

(油脂分離槽の設置)

第22条 飲食店、寮、学校等の厨房施設の排水は、油脂類排出量が多いため、浄化槽に油脂分離槽を前置するものとする。

- 2 油脂分離槽の構造は、3室程度に区分し、浮上油脂分が流失しない構造とする。この場合に、排出管は槽水深の2分の1程度まで立ち下げて、中間水を有効に浄化槽に移流できる構造とする。
- 3 油脂分離槽に油脂類の貯留を妨げるような攪拌・散気装置、電気分解装置、薬品等注入装置、その他の装置を付加することは、油脂分離槽の構造として認められない。ただし、これらの装置を設けても浄化槽に機能障害が発生しないことを証する資料等が市長に提出された場合は、この限りでない。

4 油脂分離槽の容量は、次の算定式による容量以上とする。

$$V = Q \times 5 / 24 \times \text{補正值}$$

V：油脂分離槽の容量

Q：厨房からの1日当たりの汚水量

5 / 24：指数（5時間分）

補正值：流入油脂類が特に多い場合の補正值

（各因子の標準値）

建築用途		厨房からの1㎡・1日当たり汚水量	補正值
業務用厨房	一般の場合	100 ℓ/㎡・日	1.2
	汚濁負荷の高い場合	150 ℓ/㎡・日	1.2
	汚濁負荷の低い場合	50 ℓ/㎡・日	1.0
	喫茶店	85 ℓ/㎡・日	1.0
社員・従業員用厨房		90 ℓ/㎡・日	1.0
小規模の食品加工場厨房		加工食品の種類により業務用厨房のいずれかを適用	

※ 補正值：ラーメンを主とする店舗、焼肉を主とする店舗、自家製麺施設を有するそば、うどん店、手作り和洋菓子店、その他流入油脂類が特に多い建築用途に適用

（有害物質の排水）

第23条 病院の検査室、研究所の実験室及び温泉等の排水で、生物処理にとって有害な物質を含む排水については、浄化槽に流入させてはならない。

（ディスポーザからの排水）

第24条 ディスポーザ（生ごみ粉碎機をいう。以下同じ。）からの排水は、当該浄化槽が国土交通大臣の型式の認定において、ディスポーザからの排水を処理することができるものとされている場合に限り浄化槽で処理することができるものとする。

第4章 構造・工事基準

（構造）

第25条 浄化槽の構造は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）に定めるとおりとする。

（工事基準）

第26条 浄化槽の工事は、次に掲げる基準によるものとする。

- （1）浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）
- （2）浄化槽の機材と設計・施工および検査（財団法人日本建築センター発行「浄化槽の構造基準・同解説第5章－2006年版」）
- （3）合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成元年厚生省浄化槽対策室長通知）

(4) 最新の浄化槽適正工事マニュアル（5人槽～10人槽）（公益財団法人鹿児島県環境保全協会・鹿児島県浄化槽推進市町村協議会発行）

(5) その他市長が別に定める基準

（工事の留意事項）

第27条 市長は、浄化槽の工事を行う者に対し、特に次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるところに従って工事を行うよう指導するものとする。

(1) 工事写真 鹿児島市浄化槽指定工事写真取扱要領（平成10年7月8日制定）に従って行うこと。

(2) 掘削作業 掘削作業を安全に行うことができるよう十分な土留め対策を講じるとともに、掘削深さ2メートル以上の地山の掘削作業にあつては、作業主任者の監督の下に作業を行うこと。

(3) 飲用井戸との距離 飲用井戸が近くにある場合は、浄化槽（汚水流入管を含む。）の位置を飲用井戸から5メートル（地盤面から3メートル以上の深さに埋設した閉鎖式井戸の場合にあつては、1.8メートル）以上離すこと。

(4) コンクリート 次に定めるところによること。

ア 基礎工事及び上部スラブ工事等に使用するコンクリートは、普通コンクリートとし、原則として、レディーミクスコンクリートとすること。ただし、コンクリートが少量の場合は、現場練りコンクリートとすることができる。

イ 十分な養生期間をおくこと。

ウ 基礎工事においては既製品の底版を使用することができるものとする。

(5) かさ上げの高さ 30センチメートル以下とし、かつ、スラブの上端から操作バルブ等の下端までの距離は45センチメートル以内とすること。ただし、管理用作業ピットを設けるなど維持管理上支障のない場合は、この限りでない。

(6) 送風機の設置 次に定めるところによること。

ア 送風機は、可能な限り浄化槽の近くに設置し、原則として、配管の長さは処理対象人員が10人以下の浄化槽にあつては5メートル以内、処理対象人員が11人以上の浄化槽にあつては、10メートル以内、曲がりには5箇所以内とすること。

イ 送風機は、型式、能力等を記した表示板及びオイルゲージが容易に確認できるとともに、コントロールボックスの操作が容易に行える位置に設置すること。

ウ 配管は、破損等を防ぐため、露出部分を可能な限り少なくすること。

エ 送風機（コントロールボックスを含む。）の保護、騒音防止を目的とした機械室等の設置等、必要に応じた措置を講じること。

(7) ポンプ 放流をポンプ方式で行う場合は、ポンプを2台以上設置し、自動交互運転ができるものとする。また、機器類の腐食を防止するため、排気（臭突）管を設置する等、必要な措置を講じること。

- (8) 電気設備 次に定めるところによること。
- ア 屋外及び湿気等の多い場所に設けるコンセントは、防雨型とすること。
 - イ その他必要な事項は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）等に基づいて、正しく安全な電気工事をする事。
- (9) 警報装置 自然流入及び自然流出方式以外の浄化槽で51人槽以上のものにあつては、異常水位警報装置を警報内容が速やかに認知される場所に設置すること。
- (10) 地上上屋式等の作業空間等 地上上屋式又は全地下二重スラブ式の構造とする場合は、管理作業が容易に行えるよう高さ1.8メートル以上の空間を保持し、換気を十分に行えるようにするとともに、必要な照明設備を設けること。
- (11) 配管工事 次に定めるところによること。
- ア 流入管及び放流管のこう配は、ミリメートルを単位として表した場合の管径分の1以上とすること。
 - イ 自動車等が通る通路の下の配管は、60センチメートル以上の土かぶり又はコンクリートによる保護を行うこと。
- (12) 升工事 次に定めるところによること。
- ア 升は、内径30センチメートル以上のコンクリート升又は内径15センチメートル以上の塩化ビニール製形製品インバート升とすること。
 - イ 駐車場等荷重がかかる箇所に設置する升は、直接升及び配管に負荷がかからない構造とし、荷重に耐えられる防護蓋を使用することとし、道路に升を設置する場合においては、升の深さが150センチメートルを超える箇所又は自動車等が通る箇所では、公共下水道用マンホールを使用すること。
 - ウ 次の箇所には必ず升を設置すること。
 - (ア) 起点
 - (イ) 合流点（トイレ、台所及び風呂）
 - (ウ) 管路の屈曲点
 - (エ) 升と升又は升と浄化槽流入口までの距離が管径の120倍以内の箇所
- エ ウの規定にかかわらず、次に掲げる箇所については、詰まり等のおそれがないと判断する場合に限り、升の設置を省くことができる。
- (ア) トイレ、台所及び風呂以外の排水の合流点
 - (イ) 浄化槽の直前直後
 - (ウ) 屋外管路の屈曲点（ただし、2箇所連続して省略することはできない。）
 - (エ) 2階建以上の共同住宅等について、協議により特に支障がないものとして市長が認めた箇所
- オ やむを得ず床下で各排水を接続させる場合は、升の必要箇所に内径150ミリメートル以上の小口径升を設置し、床上に内径100ミリメートル以上の掃除口を設けること。

この場合において、屋外の屈曲点の升を省くことはできない。

カ やむを得ず排水管を床下で横断させる場合は、その両端に升を設けること。

キ 2階以上の部分に合流点がある場合は、詰まり等の対処ができるよう必要な箇所に、内径100ミリメートル以上の掃除口を設けること。

第5章 維持管理基準

(浄化槽保守点検・清掃記録票の送付)

第28条 市長は、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対し、浄化槽法定検査の効率化を図るため、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第5条第2項の保守点検又は清掃の記録を電子データ化し、県の指定検査機関（公益財団法人鹿児島県環境保全協会をいう。）に送付するよう指導するものとする。

(保守点検の回数)

第29条 保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。ただし、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行うものとする。

(1) 単独処理浄化槽

処理方式		規模	処理対象人員（人）		
			20以下	21以上300以下	301以上
構造基準型	全ばっ気方式		2月	1月	1月
	分離接触ばっ気方式		3月	2月	1月
	分離ばっ気方式				
	腐敗型		4月	4月	4月

(2) 合併処理浄化槽（処理対象人員50人以下）

処理方式		規模	処理対象人員（人）	
			20以下	21以上50以下
構造基準形	分離接触ばっ気方式		3月	2月
	嫌気ろ床接触ばっ気方式			
性能評価型（コンパクト型）			2月	1月

(3) 合併処理浄化槽（処理対象人員51人以上）

規模			処理対象人員（人）			
			500 以下	501 以上 100 以下	1001 以上 3000 以下	3001 以上
処理方式	回転板接 触方式	(1) 砂ろ過装置、活性 炭吸着装置又は凝集槽 を有する浄化槽	1 週	1 週	1 週	毎日
	接触ばっ 気方式	(2) スクリーン及び流 量調整タンク又は流量 調整槽を有する浄化槽	2 週	2 週	1 週	毎日
	散水ろ床 方式	(3) (1) 及び(2) 以外の 浄化槽	2 月	1 月	2 週	毎日
	長時間ばっ 気方式		2 週	2 週	1 週	毎日
性能評価型（コンパクト型）			2 週	2 週	1 週	毎日

2 環境大臣が定める浄化槽に係る保守点検の回数は、前項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

（水質に関する検査）

第30条 浄化槽の保守点検については、保守点検の技術上の基準に、浄化槽の水質に関する検査を加え、その検査回数は、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

浄化槽の種類	処理対象人員（人）		
	51 以上 300 以下	301 以上 500 以下	501 以上
単独処理浄化槽	—	1 年	3 月
合併処理浄化槽	1 年	6 月	2 月

2 前項の検査の項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 流入水の pH
- (2) ばっ気槽の水温、pH、SV 及び DO
- (3) 放流水の透視度、pH、BOD、SS、残留塩素、大腸菌群数及び亜硝酸性窒素

3 市長は、浄化槽保守点検業者に対し、検査結果を浄化槽管理者に対してはその都度、市長に対しては当該年度分を翌年度の5月30日までに、浄化槽維持管理（水質検査）報告書（様式第12）により報告するよう指導するものとする。

4 浄化槽保守点検業者は、前項の報告書の写しを、その提出の日から3年間保管するものとする。

（保守点検の留意事項）

第31条 浄化槽の保守点検を行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 保守点検の作業に際しては、浄化槽管理者にあいさつ、説明等を行ってから、実施すること。浄化槽管理者が不在の場合は、保守点検記録票を置くなど、保守点検を実施したことを知らせる措置をとること。
- (2) 保守点検時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全面に留意して作業を実施すること。
- (3) 保守点検後は、マンホールのふた等を密閉し、安全を確認するとともに、周囲の清掃及び後始末を十分行うこと。
- (4) 保守点検後は、手、顔等を十分に洗浄消毒し、安全衛生に留意すること。

(管理浄化槽異動報告書)

第32条 市長は、浄化槽保守点検業者に対し、管理する浄化槽に異動（新たな契約の締結、管理の休止、解約又は撤去をいう。）が生じた場合は、原則として浄化槽情報共有システムにより報告するよう指導するものとする。

ただし浄化槽情報共有システムが使用できない場合は管理浄化槽異動報告書（様式第13）により、翌月の10日までに市長に報告するよう指導するものとする。

(清掃の回数)

第33条 浄化槽の清掃の回数は、年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月ごとに1回）とする。ただし、浄化槽法の運用に伴う留意事項について（昭和61年1月13日付け衛環第3号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に示す清掃時期の判定に該当するものについては、当該通知に従い適宜行うものとする。

(清掃の留意事項)

第34条 浄化槽の清掃を行う場合は、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) ポンプ等の電気のスイッチを必ず切ってから作業すること。
- (2) 浄化槽内の作業は、安全を考慮し、全部のマンホールのふたを開け、空気の流通を良くしてから浄化槽内に入り、ガスマスク、送風機及び命綱の使用を確実に行うとともに、作業は2人以上で行うこと。
- (3) 清掃終了後は、マンホールのふたを密閉し、安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。
- (4) 清掃終了後は、手、顔等を十分に洗浄消毒し、安全衛生に留意すること。

(油脂分離槽の維持管理)

第35条 市長は、浄化槽管理者に対し、油脂分離槽からの排水による浄化槽への機能障害を防止するため、油脂分離槽を維持管理するよう指導するものとする。

2 前項の維持管理において、油脂分離槽内の阻集グリース及び堆積残渣は必要に応じて引き抜くことを原則とする。

3 市長は、浄化槽管理者に対し、油脂分離槽内の阻集グリース及び堆積残渣を引き抜かず、他の方法で処理する場合は、浄化槽に機能障害が発生しないことを証する資料等を提出す

るよう指導するものとする。

- 4 油脂分離槽からの引き抜き後のグリース等の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適正に行うものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 浄化槽（次項の浄化槽を除く。）の保守点検の回数については、平成17年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「5町」という。）の編入前に5町であった区域内に現に存する浄化槽の保守点検の回数については、17年3月31日までの間は、第22条の規定にかかわらず、鹿児島県浄化槽事務取扱要領（昭和42年12月鹿児島県制定）の例による。
- 4 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市浄化槽指導要綱の規定によりなされた届出その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた行為とみなす。
- 5 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市浄化槽指導要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱の相当規定に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市浄化槽指導要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市浄化槽指導要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市浄化槽指導要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市浄化槽指導要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、令和3年11月4日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話

(法人にあつては、代表者の氏名も記入)

浄化槽の販売に関する届出書

鹿児島市内で浄化槽の販売をしたいので、鹿児島市浄化槽指導要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

市内又は市内に最も近い場所にある営業所

名	称	
所	在	地
電	話	番 号

※ 上記営業所が鹿児島県内に置かれていないため、不具合を生じた浄化槽の早急な調査及び原因解明並びに必要な改善措置等については、市内に事務所がある次の代理店が行うこととします。

名	称	
所	在	地
電	話	番 号

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話

(法人にあつては、代表者の氏名も記入)

浄化槽設備士名簿届出書

鹿児島市内で浄化槽の工事を行いたいので、鹿児島市浄化槽指導要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

(添付書類)

- 1 浄化槽工事業者登録簿、又は特例浄化槽工事業者届出書の写し・・・ 1 枚
- 2 浄化槽設備士免状の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 枚
- 3 浄化槽設備士の顔写真・・・ 1 枚 (証明用写真 タテ 3 cm、ヨコ 2. 5 cm)

※特例浄化槽工事業者届出書の写しを添付する場合は、建設業許可の有効期限が確認できる通知書等の写しも併せて添付すること。

浄化槽設備士名簿一覧表 (年 月 日現在)

浄化槽工事業者名 住 所 代 表 者 名 電 話 番 号 県知事登録・届出番号		
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	設備士免状交付日	
	設備士免状交付番号	
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	設備士免状交付日	
	設備士免状交付番号	
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	設備士免状交付日	
	設備士免状交付番号	
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	設備士免状交付日	
	設備士免状交付番号	
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	設備士免状交付日	
	設備士免状交付番号	

様式第3（第4条関係）

浄化槽管理者届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設置者 住 所

氏名又は名称

電 話

（法人にあつては、代表者の氏名も記入）

私は、浄化槽の設置場所から遠隔地に居住する等の理由により、浄化槽管理者としての責務（故障等による緊急事態の処理、苦情の解決等）を十分に果たせないことから、次の者を浄化槽管理者として定めたので、鹿児島市浄化槽指導要綱第4条の規定により届け出ます。

浄化槽管理者	住 所	
	氏名又は名称	
	電 話	
設 置 場 所		
製 造 業 者 名		
処 理 方 式 ・ 人 槽		人 槽
備 考		



浄化槽設置届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設置者 住 所

氏名又は名称

電 話

(法人にあっては代表者の氏名も記入)

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	1 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 2 その他 製造業者名 処理方式 人槽 (人槽) 駐車場設置 無・有 (支柱設置・支柱省略)		
3 処理の対象	1 し尿のみ 2 し尿及び雑排水		
4 建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5 処理対象人員及び算定根拠	(人)		
6 処理能力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	11 付近見取図 (方位、目標物を明示)
	ロ BOD の除去率	%	
	ハ 放流水の BOD	mg/ℓ	
7 放流先又は放流方法は放流方法	1 側溝 2 河川 3 湖沼 4 海域 5 地下浸透 6 その他()		
8 浄化槽工事業者の氏名及び登録番号			
9 着工予定日	年 月 日		
10 使用開始予定日	年 月 日		
12 使用予定人員	人		

様式第5（第5条関係）

浄化槽工事施工承認通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島市長

印

この浄化槽設置届は、次の事項を条件に浄化槽工事の着手を認めます。

条件

- 1 届出内容どおりの工事をする事。
- 2 設置後の紛争及び苦情は、当事者間で解決すること。
- 3 その他

届変

様式第 6 (第 6 条関係)

浄化槽変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設置者 住 所

氏名又は名称

電 話

(法人にあつては代表者の氏名も記入)

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 設置届出年月日及び受理番号			
3 内容の変更及び理由			
4 種類	1 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 2 その他 製造業者名 処理方式 人槽 (人槽) 駐車場設置 無・有 (支柱設置・支柱省略)		
5 処理の対象	1 し尿のみ 2 し尿及び雑排水		
6 建築物の用途及び延べ面積	m ²		
7 処理対象人員及び算定根拠	(人)		
8 処理能力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	13 付近見取図 (方位、目標物を明示)
	ロ BOD の除去率	%	
	ハ 放流水の BOD	mg/ℓ	
9 放流先又は放流方法は放流方法	1 側溝 2 河川 3 湖沼 4 海域 5 地下浸透 6 その他()		
10 浄化槽工事業者の氏名及び登録番号			
11 着工予定日	年 月 日		
12 使用開始予定日	年 月 日		
14 使用予定人員	人		

様式第7（第6条関係）

浄化槽工事施工変更承認通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島市長

印

この浄化槽変更届は、次の事項を条件に浄化槽工事の着手を認めます。

条件

- 1 届出内容どおりの工事をする事。
- 2 設置後の紛争及び苦情は、当事者間で解決すること。
- 3 その他

年 月 日

鹿児島市長 殿

設置者 住 所

氏名又は名称

電 話

(法人にあつては、代表者の氏名も記入)

浄化槽設置届出書記載事項変更届出書

浄化槽設置届出書の記載事項のうち、次の事項を変更したいので、鹿児島市浄化槽指導要綱第 6 条の規定により、届け出ます。

浄化槽の設置場所		
浄化槽設置届出受理 (事前協議済) 年月日 及び番号		年 月 日 第 号
変更する事項	事 項	メーカー、処理方式・型式、人槽、その他 ()
	変更前	
	変更後	
備 考		

注 建築物の変更による人槽の変更及び浄化槽工事業者の変更の場合は、様式第 6 による変更届出を行うこと。

様式第9（第7条関係）

浄化槽工事完了検査申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設置者 住 所

氏名又は名称

電 話

（法人にあつては代表者の氏名も記入）

浄化槽工事が完了しましたので、鹿児島市浄化槽指導要綱第7条の規定により完了検査を申請します。

設 置 場 所	
施 工 承 認 通 知 書 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
製 造 業 者 名	
処 理 方 式 ・ 人 槽	人 槽
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
浄 化 槽 工 事 業 者	住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 県知事登録又は届出の番号 第 号
浄 化 槽 設 備 士 名	
添 付 書 類	鹿児島市浄化槽指定工事写真取扱要領に規定する写真

浄化槽設置計画書		受付番号 年 月 日
鹿児島市長 殿		
設置者 住 所 氏名又は名称 電 話 （法人にあつては代表者の氏名も記入）		
浄化槽を設置したいので、鹿児島市浄化槽指導要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 設置場所の地名地番		
2 種類	1 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 2 その他 製造業者名 処理方式 人槽 (人槽) 駐車場仕様 無・有（支柱設置・支柱省略）	
3 処理の対象	1 し尿のみ 2 し尿及び雑排水	
4 建築物の用途及び延べ面積	m ²	
5 処理対象人員及び算定根拠	(人)	
6 処理能力	イ 日平均汚水量 ロ BOD の除去率 ハ 放流水の BOD	m ³ /日 % m g / ℓ
7 放流先又は放流方法は放流方法	1 側溝 2 河川 3 湖沼 4 海域 5 地下浸透 6 その他 ()	
8 浄化槽工事業者の氏名及び登録番号		
9 着工予定日	年 月 日	11 付近見取図 誓約事項 1 浄化槽に係る紛争又は苦情があつた場合は、当事者間で責任を持って解決します。 2 法第7条及び第11条の水質に関する検査を受検します。
10 使用開始予定日	年 月 日	
12 使用予定人員	人	

浄化槽工事完了報告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設置者 住 所

氏名又は名称

電 話

(法人にあつては代表者の氏名も記入)

浄化槽工事が完了しましたので、鹿児島市浄化槽指導要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

設置場所			
受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号
製造業者名			
処理方式及び人槽	人槽		
浄化槽工事業者	住所 氏名又は名称 電話番号		
従事した浄化槽設備士			
工事完了年月日	年 月 日		
※届出以降の変更事項			

※ 浄化槽設置計画書の記載事項に関して、届出以降に変更があつた場合には変更内容を記載すること。

(工事写真)

① 底版打込完了時	
② 本体据付完了時	
③ 工事完了時	

備考 工事写真は、工事名、従事した浄化槽設備士名及び撮影年月日を黒板に記入して撮影すること。

様式第 1 2 (第 3 0 条関係)

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話

(法人にあつては、代表者の氏名も記入)

浄化槽維持管理（水質検査）報告書

浄化槽の維持管理（水質検査）を行いましたので、鹿児島市浄化槽指導要綱第 3 0 条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第13（第32条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話

（法人にあつては、代表者の氏名も記入）

管理浄化槽異動報告書

管理している浄化槽に異動がありましたので、鹿児島市浄化槽指導要綱第32条の規定により、別紙のとおり報告します。

現在の管理浄化槽基数（ ）基